中 小企業等の経営強化に関する基本方針 (先端設備等導入関係) (令和三年八月二日時点)

第6 中小企業の先端設備等の導入の促進

1

先端

設

備

等

 \mathcal{O}

導

入

 \mathcal{O}

促

進

 \mathcal{O}

目

標

 \mathcal{O}

設

定に関

する事

項

一 先端設備等の導入の促進の目標

先端設 備 等の 導 入の 促 進 \mathcal{O} 目 . 標 \mathcal{O} 設定に当たっては、 市町村 (特別区を含む。 以下同じ。 が 自

地 域 \mathcal{O} 人 П 構 造、 産業 構 造及び 中 小企業者 \mathcal{O} 実態等を分析した上で、 先端設備等の 導 入の 目標とともに

市 町 村 内 \mathcal{O} 生 産 性 \mathcal{O} 向 上 上を図 |る方法 \mathcal{O} 概 略 を記載することとする。

二 経営指標

先 兄端設備: 等導入の目的 は中小企業者の生産性向上であることに鑑み、 市 町 村が先端設備等導入計 画 を

認定するに当たっては、 労働 生 産 性の 向 上を判断基準として設定することとする。 労働 生 産性 に 0 1 7

は、 目標: 伸 び 率 は 年平 均三%以上とし、 五. 年 間 \mathcal{O} 先端 設 備等導入計 画 \mathcal{O} 場合、 計画 期 間 で あ る 五. 年 後 ま

での 労働 生 産 性 向 上 0) 目 [標伸] び 率 は十五%以上、 三年 間 \mathcal{O} 計 画 の場合、 三年: -後まで \mathcal{O} 目 標 伸 び 率 は 九 %

5

Ō

以上、 四年間の計画の場合、 四年後までの目標伸び率は十二%以上とすることとする。 市町村において

当該目標伸び率よりも高い目標を設定することは可能とする。

なお、 計 画 期 間 が終了した時 えでの 労働生 産性 \mathcal{O} 値 は正となることを求める。

ついては、グループ全体としての経営指標又は参加者個々の 経営指標のいずれでも用いることができる

こととする。

広

|域連

携

等も含む

8

た地

域

 \mathcal{O}

中

核的

な企業を中心とし

た取

組に係る申

-請その:

他

のグルー

プによる申

請に

先端設備等の導入の促進に関する基本的な事

項

2

先端設備等の種類

中 小 企 業者によ る幅・ 広い 取組を促すため、 市 町村は、 導入を促進する先端 設備等 \mathcal{O} 種類に ついて、 先

端設 K 備 等 の種 類の全てを設定することを可能とする。 また、 地域の状況、 特色等に鑑み、 先端設備 等の

種 類を限定することも可能とする。 なお、 市 町 村は、 先端設備等の 種類を限定する場合には、 導入促進

基本計画において、その理由を記載するものとする。

一 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

中小企業者による幅広い取組を促すため、 市町村が導入を促進する先端設備等については、 市町村内

に おける全ての 地 域、 業種 事業等を対象とすることを可能とする。 また、 市 町村 がが 地 域の状況 況、 特色

等に 鑑 み、 地 域、 業 種 事業等を限定 į 重点的に支援する分野を定めることも可能とする。 なお、 市

町 |村が 重点的 に支援する分野を定める場合には、 導入促進 是基本計 画 にお いて、 その 理 由を記 載する \mathcal{O}

とする。

また、 中小企業者における取組については、 市町村の枠を超え、 海外市場等を見据えた連携その他の

多様な事業活動についても含むことができるものとする。

三 導入促進基本計画の期間

導 入促 進 基本 計 画 0 期 間 は、 原則二年間とする。 ただし、 市 町 対が、 地 域 \mathcal{O} 、状況、 特色等に鑑み、

年間 より 短 い期間とすることは可能とする。なお、 市町村が二年間より短い期間とする場合には、 導 入

促進基本計画において、その理由を記載するものとする。

四 先端設備等導入計画の期間

先端設備等導入計画の期間は三年間ないし五年間とする。

先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

一地域の特性の活用

市 町 村 は、 自ら 0 地 域 の状況、 特色等を踏まえ、 独自に配慮すべき事項を記載できるものとする。

二 雇用への配慮

市 町村 は、 人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、 設備導入に伴う人員増が労働生産

性 の評価に当たって不利にならないようにする等、 雇用の安定に配慮するものとする。

三 認定等に関する配慮

玉 及 び 市 町 村 は、 中 小 企業者 0 認定 の予見可能性を高めるため、 市 町村による認定判断に当たっての

客観 的 な基 準 · 及び 先端設 6備等導 入 計 画 (T) 作成に資する資料等に ついて公表する。

市 ・町村は、 認定に当たっては、 導入促進指針及び同意導入促進基本計画に適合することを確認するた

めに 追加 の書類の提出その他必要な手段を取ることができるものとする。 ただし、小規模企業者を含め

た中 小企業者に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。 また、 市町 村が、 認定その他の

手続 に関 į 法令 の範囲・ 内にお ** \ て自ら簡 素化 ・合理化を図ることは可能とする。

四 中小企業者に対する施策の総合的推進

玉 及び 市 町 村 は、 先端 設備 等 導入を実施 しようとする中小企業者に対し、 当該中小企業者の行う事業

に 関 する経 営方法 又 は 技 術 に 関 す る助 言 研 修 以又は情況 報 提供、 人材 \mathcal{O} 育 成 又は 確 保 そ \mathcal{O} 他 必 要など 施 策 を

総合的に推進するよう努めるものとする。

五 計画の進捗状況についての調査

玉 及び 市 町 村 は、 導 入 促進基本 計画及び先端設備等導入計画 の進捗状況を調査し、 把握する。 また、

市 町 村 は 先 端設 6備等導 入 計 画 \mathcal{O} 進 捗 状況を定期的 に把握 Ļ 中 小企業者 っ の 行 0 た自己評 価 \mathcal{O} 実施 状 況を

把握するよう努めるものとする。

附 則 (令和三年六月十六日総務省、 厚生労働省、 農林水産省、 経済産業省、 国土交通省告示第 号)

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 産業 競争 力 強 1化法等 \mathcal{O} 部 を改 Ē する 等 \mathcal{O} 法 律 (以 下 この 項 E お 7) て 改 正 法 という。 附 則 第 十八

条第 項 \mathcal{O} 規 定に ょ り、 改 Ē 法第三条 \mathcal{O} 規定に [よる改] 正 後 \mathcal{O} 中 小 企業等経営強 化法第四 干 九 条第 三項 \mathcal{O} 同

意を得た同条第一項に規定する導入促進基本計画とみなされる改正法第十条の規定による廃止前の生産性

向上特別措置法 (平成三十年法律第二十五号) 第三十七条第三項 の同意 (同法第三十八条第一 項の変更の

計画の期間については、二年を超えない範囲内にお

いて延長すること

ができる。

同意を含む。)を得た導入促進基本